

資産税

住宅取得等資金の贈与の非課税の期限延長

事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

暦年課税の生前贈与加算制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

相続時精算課税制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

改正のポイント

非課税制度が令和8年12月31日まで延長

- ・現行制度では令和5年12月31日までの贈与となっていたが、贈与の期限が令和8年12月31日まで3年間延長される。

省エネ等住宅の要件が厳しくなる

- ・現行制度では断熱性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上だが、改正後は断熱性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上が条件となる。

制度の概要

直系尊属(父母や祖父母)から住宅取得等資金の贈与を受け、一定の要件を満たす家屋の新築等を行った場合に、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち一般の住宅の場合は500万円、省エネ等住宅の場合は1,000万円までの金額が贈与税非課税となる。

改正の内容

改正は以下となる(改正点は赤字で記載)。

内容	現行	改正
適用期限	令和5年12月31日までに行われた贈与	令和8年12月31日までに行われた贈与
省エネ等住宅の要件	次のいずれかに該当することについて一定の証明がされたもの	次のいずれかに該当することについて一定の証明がされたもの
	断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上であること	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上であること
	耐震等級2以上または免震建築物であること	同左
	高齢者等配慮対策等級3以上であること	同左
非課税限度額	一般の住宅	500万円
	省エネ等住宅	1,000万円

適用時期

令和6年1月1日以降の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

実務上のポイント

令和6年1月1日以降の贈与により取得した住宅取得等資金により家屋の新築等を行った場合、以下のいずれかに該当する場合は改正前の基準で省エネ等住宅の判定を行う。

令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの。

令和6年6月30日以前に建築されたもの。

資産税

住宅取得等資金の贈与の非課税の期限延長

事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

暦年課税の生前贈与加算制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

相続時精算課税制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

改正のポイント

特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで延長

・現行制度では令和6年3月31日までに提出となっていたが、提出の期限が令和8年3月31日まで2年間延長される。

制度そのものの適用期限は令和9年12月31日

(個人版事業承継税制は令和10年12月31日)のままで延長なし

・極めて異例の対応であるため今後も延長を行わない旨、税制改正大綱に明記。

改正の趣旨

非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の特例承継計画及び、事業用資産の贈与税・相続税の納税猶予(個人版事業承継税制)の個人事業承継計画の策定・提出について、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、提出期限を令和8年3月31日まで延長する。

制度の概要

非上場株式の贈与、相続について、一定の要件を満たす場合にはその贈与・相続に係る贈与税・相続税の納税が猶予される。特例措置の場合は事前に特例承継計画の提出が必要な代わりに対象株式数や猶予割合等が有利になる。

内容	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の策定	不要
適用期限	令和9年12月31日までの贈与または相続	期限なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	無し
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

改正の内容

改正は以下となる(改正点は赤字で記載)。

内容	現行	改正
承継計画の提出期限	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで
法人版事業承継税制(特例措置)の適用期限	令和9年12月31日までの贈与または相続	同左
個人版事業承継税制の適用期限	令和10年12月31日までの贈与または相続	同左

実務上のポイント

特例承継計画等の提出期限は令和8年3月31日まで延長されたが、**制度そのものの適用期限は令和9年12月31日(個人版事業承継税制は令和10年12月31日)までで延長は無い**ため、制度の活用を考えている事業者の方は承継計画の策定
その他事業承継の手続きに早めに着手する必要がある。

資産税

住宅取得等資金の贈与の非課税の期限延長

事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

暦年課税の生前贈与加算制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

相続時精算課税制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

改正のポイント

相続税と贈与税の一体化

- ・資産移転の時期や方法(贈与か相続か)の選択の違いによる税負担の格差をなくすことを目的とした改正。

生前贈与加算の対象となる期間が7年に拡大

- ・現行制度では相続開始前3年間の生前贈与加算の期間が相続開始前7年間に拡大される。

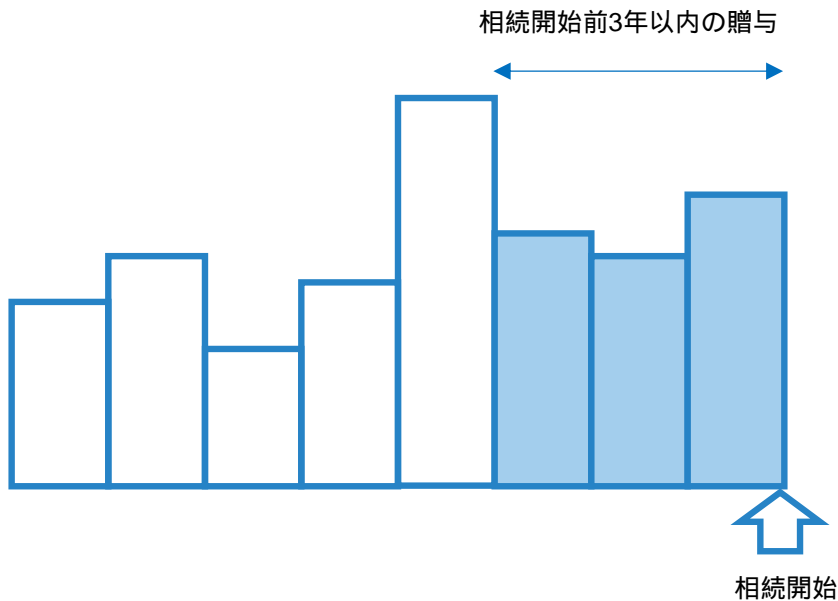
延長された4年間に受けた贈与は合計100万円まで加算の対象外

- ・拡大された(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については合計100万円まで相続財産に加算しない。

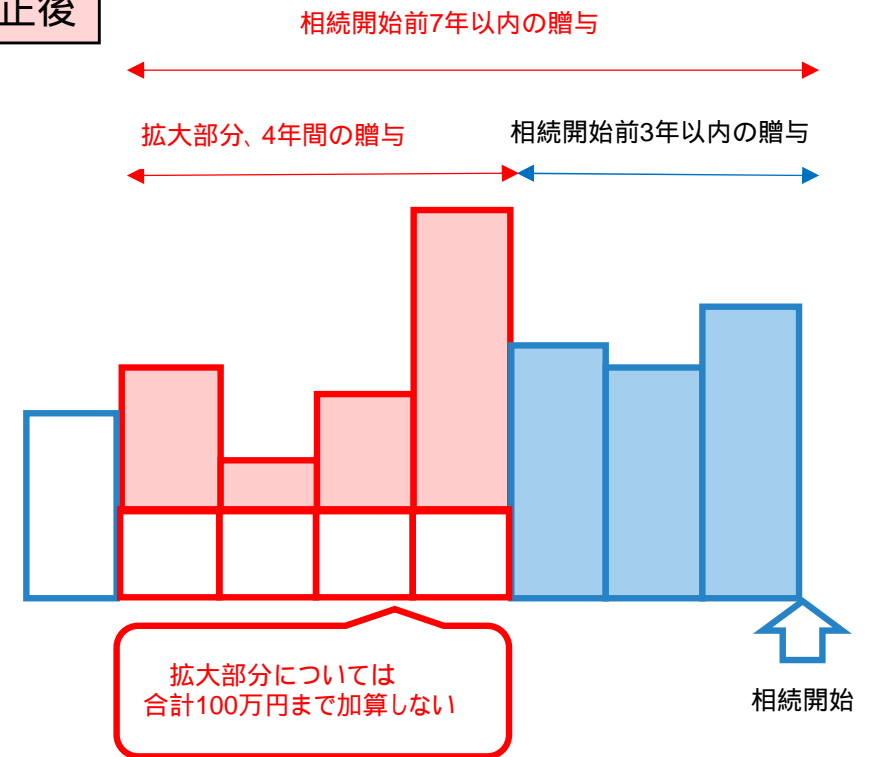
改正の内容

下記の図の色付き部分が生前贈与加算の対象となる。(改正点は赤字で記載)

改正前



改正後



適用時期

上記改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

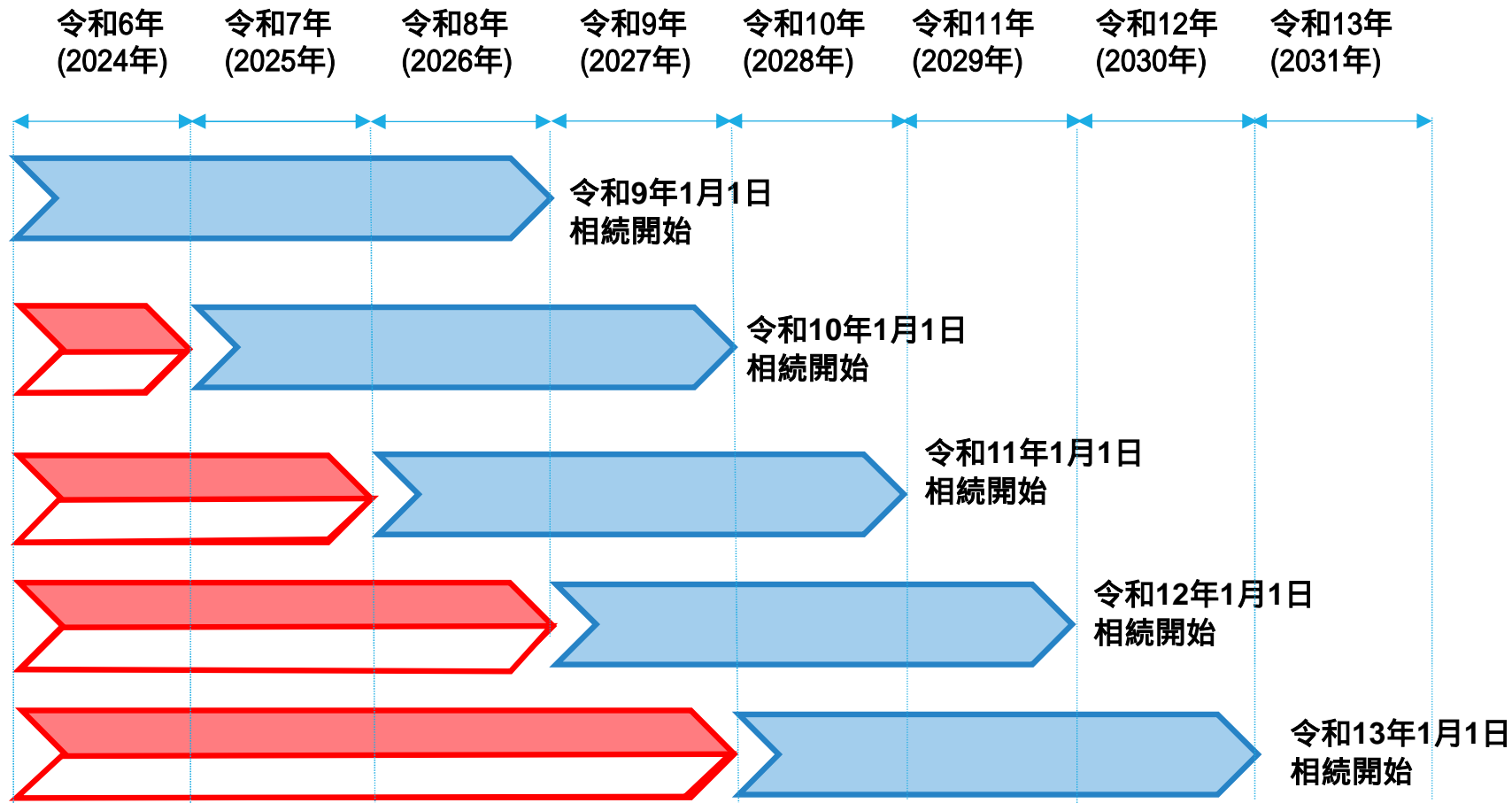
実務上のポイント

生前贈与加算の期間拡大により、これまで以上に早期の資産の移転及び贈与を受けた記録の管理が必要となる。

「令和6年(2024年)1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税」について適用のため、改正による税額の影響は「令和9年(2027年)以降」の相続から生じることとなる。

生前贈与加算の対象者が「相続又は遺贈により財産を取得した者」であることは変わらないため、孫など、相続により財産を取得する予定のない者に対する贈与は引き続き相続税対策として有効。

加算範囲拡充のイメージ



改正前の
生前贈与加算対象額

改正により追加された
生前贈与加算対象額

加算範囲拡大部分の
合計100万円までの金額

資産税

住宅取得等資金の贈与の非課税の期限延長

事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

暦年課税の生前贈与加算制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

相続時精算課税制度の見直し(令和5年大綱の改正事項)

改正のポイント

基礎控除110万円の創設

- ・特別控除2,500万円に加えて、毎年110万円の基礎控除が創設される。

相続時精算課税の使い勝手の向上

- ・相続時精算課税の贈与について、これまでは金額にかかわらず必ず申告が必要だったが、上記、基礎控除の創設に伴って110万円以下の場合は申告不要となる。

災害にあった場合の救済措置の新設

- ・現行では相続時に相続財産に加算される金額は贈与時の評価額とされていたが、改正により災害により贈与財産に被害を受けた場合は評価額の差異計算が認められることとなった。

改正の内容

改正内容は下記の表のとおり。(改正点は赤字で記載)

内容		改正前	改正後
贈与税の計算方法		$(\text{贈与額} - 2,500\text{万円}^{*1}) \times \text{一律}20\%$	$[(\text{贈与額} - \text{110万円}^{*2}) - 2,500\text{万円}^{*1}] \times \text{一律}20\%$
贈与税の申告手続き		贈与があった年は申告が必要	同左 ただし、贈与額が年110万円以下の場合には申告不要
相続財産に 加算する 贈与財産	対象財産	相続時精算課税適用後のすべての財産	同左 ただし、年110万円以下の贈与財産を除く
	評価額	贈与時の評価額	同左 ただし、贈与から相続税の申告期限までに土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合には評価額を再計算

*1 特別控除: 全体で2,500万円

*2 基礎控除: 毎年110万円
(複数の特定贈与者から贈与を受けた場合には贈与額に応じて按分が必要)

適用時期

上記改正は、**令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産**に係る相続税について適用する。

実務上のポイント

暦年課税の場合は本年改正後も基礎控除110万円以下の贈与であっても生前贈与加算の対象となるのに対し、**相続時精算課税**の場合は上記改正後は**基礎控除110万円分については相続財産に加算されない**。

相続時精算課税の**適用初年度は、110万円の基礎控除以下であっても相続時精算課税選択届出書の提出が必要**。

暦年課税の基礎控除と相続時精算課税の基礎控除は別枠であるため、例えば、父から相続時精算課税で110万円、母から暦年課税で110万円、年間計220万円を無税で移転できる。